

DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

DV等被害者法律相談援助が始まりました。

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度(ご利用には一定の要件があります。)

《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。
法律相談は、弁護士との面談相談です。

■費用

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,400円)をご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

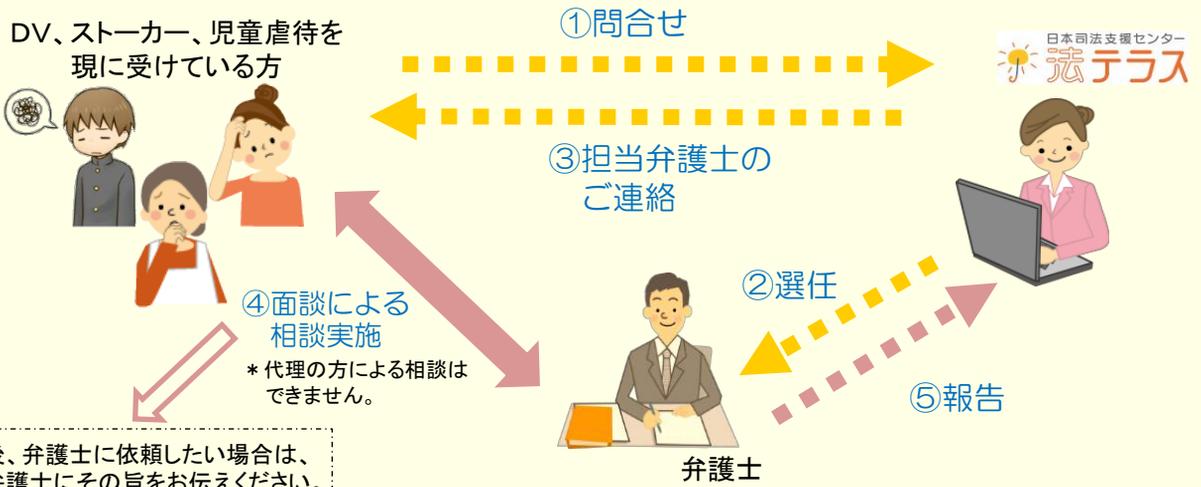


法テラスは、国が設立した公的な法人です。

☎ 0503383-5425

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館B1F

《ご利用の流れ》



《援助の利用に関するQ&A》

申込みはどうすれば良いですか？

お近くの法テラスまでお問い合わせください(裏面参照)。
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

DV、ストーカー、児童虐待(※1)を現に受けている方(※2)であれば、資力にかかわらずご利用いただけます(※3)。

- DV………配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。
- ストーカー……特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返すことをいいます。
- 児童虐待……保護者とその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1 児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。

※2 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる方にも、ご利用いただけます。

※3 これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金がありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。

資産基準(裏面参照)の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。

具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください(裏面参照)。

代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります(※)。

制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。

※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度(※)をご利用いただけます。

ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。

※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。